

乏化し、益額増大村唯一の金融機関である商會は續々と中止するに際し、麻村税の滞納や無用組合からの借金、借利資金の不拂ひによる強制的取立差押、地主の小作米ツリ上げ（南筑地方）に勤勞大衆の不平はたかまり土木事業區劃整理のための土地引上に對する地主との闘争は益々増加し福岡縣は全國で第四位を占むる争議地である。

福岡佐賀縣農務課發表によると昭和七年上半年（一月至六月）の小作争議事件数は次の通りである。

件数	別		別	
	地主	小作人	反別	
福岡	七〇	一八	四	七
佐賀	二二〇	二	二八	七八
合計	三二〇	二〇	三二	八五

外に調停五六件

事件数の八割乃至九割は地主の土地引上で原因は小作米の滞納によるものもあるが小作米ツリ上げのための土地引上によるものである。地主の土地引上の身勢的手段に農村勤勞大衆は「死を決し、投獄を恐れず地主農家に大衆的闘争を起してゐる」(小作農低利資金支拂延期)借金ウツキの闘争(二)金融的に起らんとしてゐる。

二、過去に於ける闘争の若干の批判

一、多数の支部では小作米減免、土地引上反對の闘争をただそれだけに終らせ自治体獨占價格、借金暴戻反對等の闘争に導くべき充分な機會をもつてゐながら發展させ得なかつた、それは金融會を小作米減免土地引上反對のためにはかり戦ふ組合であるかのやうに誤つた考へをもつてゐるからである、經濟闘争を政治闘争へ發展させることは金融會の重要な任務である。

三、イの誤つた考へは組合に一つの闘争が起された場合に單に部